

## 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	温泉の採取に係る緊急措置命令等	根拠条項	第14条の10				
処 分 基 準	<p>1 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO	6の3